

平成24年6月28日

広島市議会議長
木 島 丘 様

提出者
広島市議会議員

山 田 春 男 沖 宗 正 明

若 林 新 三 渡 辺 好 造

村 上 厚 子 今 田 良 治

関 藤 雄 姿

医療的ケアが必要な重度障害者（児）の入院中の介護ニーズに応じた十分なサービスの提供を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} あて

広島市議会議長名

医療的ケアが必要な重度障害者（児）の入院中の介護ニーズに応じた十分なサービスの提供を求める意見書案

障害保健福祉施策については、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法等に基づき、様々な障害福祉サービスの提供がなされてきたところです。

こうした中で、障害者に関する制度の集中的な改革を図るため、平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置されるとともに、そのもとで障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が平成22年1月から開催され、制度改革に向けた検討が行われました。

その後、当該推進本部等の検討を踏まえて、平成23年7月には、障害者基本法の改正が行われるとともに、今国会には、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が提出され、本年6月20日、可決、成立しています。

この度、成立した法律では、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とし、新たに基本理念として、法に基づく支援が、社会参加の機会の確保及び地域社会での共生、社会的障壁の除去に資するものとなるよう総合的かつ計画的に行われなければならないことが掲げられております。また、障害者等の支援に関する施策を段階的に講じるため、法律の施行後3年を目途として、障害福祉サービスの在り方等について検討することとし、その検討に当たっては、障害者やその家族等の意見を反映させるために必要な措置を講じることを規定しています。

今後、この法律に基づき、重度訪問介護の対象拡大などの施策が講じられ、障害者に対する支援の充実が図られることが期待されるところですが、その一方で、障害者やその家族等から、早期の対応を求められている幾つかの課題が残されているのも事実です。

その一つに、入院中の重度障害者（児）の介護ニーズに応じたサービスの提供があります。

重度障害者（児）が入院した場合、在宅時と同等かそれ以上に濃密な介護が必要になりますが、医療機関においては、重度障害者（児）の介護ニーズに十分対応できません。このため、当事者又は家族に、身体的にも、経済的にも大きな負担が掛かっている現状から、その早期の改善に向けて強い要望がなされています。

この度、成立しました法律の目指すところが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するとしているのであれば、こうした課題に対しても、今後、的確に対応していく必要があるものと考えます。

よって、国会及び政府におかれでは、こうした入院中の重度障害者（児）の置かれている現状を真摯に受け止め、下記の措置を講じ、医療機関において、重度障害者（児）の介護ニーズに応じた十分なサービスが提供できる仕組みを構築していただくよう、強く要請します。

記

- 1 入院中の重度障害者（児）の看護の状況について調査を実施し、病院内における看護の実態の把握に努め、医療機関において重度障害者（児）の介護ニーズに応じた十分な看護が提供されるよう速やかに対策を講じること。
- 2 院内看護で不足する部分については、必要に応じて障害福祉サービスを利用できるよう制度整備を図り、財政措置を講じるとともに、看護師が行う「看護」と介護福祉士・ヘルパー等が行う「介護」との関係について、十分整理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。